都道府県医師会 感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 釜 萢 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する 省令が平成29年12月15日に公布、平成30年度1月1日に施行されることから、 今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)長宛別添の通知がなされ、本会に 対して別添の周知方依頼がありました。

本改正の主な内容は、①風しんを診断した医師の届出について、診断後「直ちに」に変更すること(改正前は「7日以内」)、②百日咳を診断後7日以内に届け出なければならない五類感染症(全数把握疾患)とすること(改正前は「定点把握疾患」)であります。

また、これに伴い、「感染症発生動向調査事業実施要綱」及び「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の改正がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 1215 第 3 号 平成 29 年 12 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 感染症危機管理対策室長 釜萢 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行等について

標記について、今般、別添(写)のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)長宛て通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知につきまして、特段の 御配慮の程方よろしくお願いいたします。



健感発 1215 第 1 号 平成 29 年 12 月 15 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正 する省令の施行等について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)が本日別紙1のとおり公布され、平成30年度1月1日から施行されるところであるが、改正の趣旨及び概要は下記の通りである。

また、改正省令の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律の施行に伴う感染症発生動向調査の実施について(平成11年3月19日付け健医発 0319第458号厚生省保健医療局長通知)の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の 一部を別紙2のとおり改正し、平成30年1月1日から適用することとする。

貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、改正省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生労働省令第99号)を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号)に基づき、平成 32 年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ちに把握する必要がある。

また、百日咳については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第14条第2項に基づき、五類感

染症(定点把握疾患)として指定医療機関から届け出られているところであるが、現 行制度では、成人を含む百日咳患者の発生動向が、適時かつ正確に把握できず、対応 に遅延が生じる可能性がある。

このため、風しんについては、法第12条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症とし、百日咳については、法第12条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(全数把握疾患)と改正を行うこととする。

2 改正の概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、風しんを定める。(施行規則第4条第3項関係)
- (2) 医師が、都道府県知事に対して、患者の年齢、性別等を7日以内に届け出なければならない五類感染症として、百日咳を定める。(施行規則第4条第4項関係)

3 施行期日

平成30年1月1日

1

施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 項及び第十四条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成二十九年十二月十五日 厚生労働大臣

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線 の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい

ないものは、これを加える。

を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄

に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

附則

2

略

略

略

略

2

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

第四条 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄 二 十 する。 染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。 の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に 会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症 の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社 ものとする。 規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げる 応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感 に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものと ~十八 (略) 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の (指定届出機関の指定の基準) (略) 風しん 麻しん (略) 百日咳 (略) 略 略 スであるものを除く。)、水痘、 足口病、伝染性紅斑、 染性胃腸炎(病原体がロタウイル RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、 λ A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、 ヘルパンギーナ及び流行性耳 改 突発性発し 正 感 診療科名中に小児科を含む病院又 は診療所 後 3 第四条 5 8 二|| 麻しん <u>二</u> 十 する。 ものとする。 (新設) ~十八 (略) (指定届出機関の指定の基準) (略) 略) 風しん (略) 略) 略 改

9る。 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものと

正

前

規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げる、法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄第六条 法第十四条第一項に規定する互類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関係に掲げるものとし、同項に規定する互類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関係が条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)にの区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)にの区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症は、次の表の各項の上欄等大条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄

(略)	(略)		_
	(略)	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く。)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及びん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、
	(略)	は診療所	診療科名中に小児科を含む病院又

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 (略)

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

- 1 全数把握の対象
 - 一類感染症~四類感染症 (略)

五類感染症 (全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷

第1 (略)

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

- 1 全数把握の対象
 - 一類感染症~四類感染症 (略)

五類感染症 (全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷

風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマ イシン耐性腸球菌感染症、(83)百日咳、(84)風しん、(85)麻しん、 (86)薬剤耐性アシネトバクター感染症 新型インフルエンザ等感染症~指定感染症 (略) 2 定点把握の対象 2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) 五類感染症(定点) (87) R S ウイルス感染症、(88) 咽頭結膜熱、(89) A 群溶血性レン サ球菌咽頭炎、(90)感染性胃腸炎、(91)水痘、(92)手足口病、(93) 伝染性紅斑、(94) 突発性発しん、 $(95) \sim (110)$ (略) $(95) \sim (110)$ 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマ イシン耐性腸球菌感染症、(83)風しん、(84)麻しん、(85)薬剤耐性 アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症~指定感染症 (略)

(86) RS ウイルス感染症、(87) 咽頭結膜熱、(88) A群溶血性レン サ球菌咽頭炎、(89) 感染性胃腸炎、(90) 水痘、(91) 手足口病、(92) 伝染性紅斑、(93) 突発性発しん、(94) 百日咳

(略)

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)

(略) 3

第3~第4 (略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(74)及び(84))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染

第3~第4 (略)

(略)

3

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2 σ (74)、(84)及び(85))、新型インフルエンザ等感染症及び指

定感染症

(1)調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(74)、(84)及び(85))、新型インフルエンザ等感染症及び 指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める 基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ~ク (略)

- 2 全数把握対象の五類感染症 (第2の(74)、(84)及び(85)を除く。)
- (1)調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症 (第2の(74)、(84)及び(85)を除く。) の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内 に最寄りの保健所に届出を行う。

イ~ク (略)

- 3 定点把握対象の五類感染症
- (1)(略)
- (2) 定点の選定
- ア患者定点

症

(1)調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(74) 及び(84))、新型インフルエンザ等感染症及び指定 感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準 に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

旧

イ~ク (略)

- 2 全数把握対象の五類感染症(第2の(74)及び(84)を除く。)
- (1)調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症(第2の(74)及び(84)を除く。)の 患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に 最寄りの保健所に届出を行う。

イ~ク (略)

- 3 定点把握対象の五類感染症
- (3)(略)
- (4) 定点の選定
- ア患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、 都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関 の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選 定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだ け当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮す ること。

① 対象感染症のうち、第2の(87)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

表 (略)

- ② \sim 4 (略)
- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

旧

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、 都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関 の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選 定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだ け当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮す ること。

① 対象感染症のうち、第2の(86)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

表 (略)

- ② \sim 4 (略)
- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① (略)
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第20(87)から(96)までを対象感染症とすること。
- ③ \sim 4 (略)
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とすること。
- (3) (略)
- (4) 実施方法
- ア (略)
- イ 病原体定点
- 1~2 (略)
- ③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2 の(87)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏ま

旧

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① (略)
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体 定点として、第2の(86)から(96)までを対象感染症とすること。 ③~④ (略)
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とすること。
- (3) (略)
- (4) 実施方法
- ア (略)
- イ 病原体定点
- 1~2 (略)
- ③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2 の(86)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏ま

え都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2 の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。) について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ~ケ (略)

 $4 \sim 6$ (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体 情報及び病原体定

点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次 第、実施することと

して差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

旧

え都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2 の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。) について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ~ケ (略)

 $4 \sim 6$ (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定

点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次 第、実施することと

して差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、 第5の3の(2) の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、 第2の1の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月1 第2の1の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月1

旧 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、 第5の3の(2) の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、

〔 別紙2 〕

新	IH
5日から施行する。	5日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。	

健感発 1215 第 2 号 平成 29 年 12 月 15 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する 省令(平成29年厚生労働省令第131号)が本日公布されたところである。

これを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(以下「基準」という。)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとする。今回の改正の趣旨及び概要は下記の通りである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

百日咳については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第14条第2項に基づき、五類感染症(定点把握疾患)として指定医療機関から届け出られているところであるが、現行制度では、成人を含む百日咳患者の発生動向が、適時かつ正確に把握できず、対応に遅延が生じる可能性がある。

また、風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号)に基づき、平成 32 年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ちに把握する必要がある。

このため、百日咳については、五類感染症(全数把握疾患)とし、風しんについては、

患者の氏名、住所等を直ちに届出にする等、基準の一部について改正を行うこととする。

第二 改正の概要

- 1 「第6 五類感染症」の「百日咳」の項を全数把握疾病の項目に移動し、「(2)臨床的特徴」、「(3)届出基準」及び「(4)届出のために必要な臨床症状」の表現を適正化するとともに、別記様式5-20に「百日咳発生届」の様式を追加する。
- 2 「第6 五類感染症」の「風しん」の項における「(2)臨床的特徴」及び「(4) 届出のために必要な要件」の表現を適正化するとともに、「(3)届出基準」の届出 期限を「直ちに」に変更する。また、別記様式5-21「風しん発生届」の検査方法の 表現を適正化する。
- 3 その他所要の改正を行う。

第三 その他

基準については下記の URL を参照すること。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

第四 適用日

平成30年1月1日

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

新 旧 別紙 別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第 $1\sim5$ (略) 第1~5 (略) 第6 第6 $1 \sim 19$ (略) $1 \sim 1.9$ (略) 〈参考〉 31 百日咳 20 百日咳 (1) 定義 (1) 定義 Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。 Bordetella pertussisによって起こる急性の気道感染症である。 (2) 臨床的特徵 (2) 臨床的特徴 潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で

潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。<u>乳児</u>(特に新生児や乳児早期)ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく<u>発作性に</u>咳込み(スタッカート)、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐や無呼吸発作(チアノーゼの有無は問わない)を

潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み(スタッカート)、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることがある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、

<u>伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。</u>乳児<u>(特に新生児や乳児早期)</u>では重症になり、<u>肺炎、脳症を</u>合併し、まれに致死的となることがある。

<u>ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続す</u>る咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2)の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。

診断が難しいことも少なくない。

乳児では重症になり、<u>特に新生児がかかると無呼吸となり、</u>致死的となることがある。肺炎、脳症を合併することがある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を<u>週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</u>

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な検査所見

<u>検査方法</u>	<u>検査材料</u>
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支など
PCR法による病原体の遺伝子の検出	から採取された検体
抗体の検出	血清
(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有	
意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	

※ PCR法はLAMP法などを含む。

21 風しん

(1) (略)

(2) 臨床的特徴

飛沫感染<u>が主たる感染経路であるが、接触感染も起こりえる</u>。潜伏期は通常2~3週間であり、<u>全身性の</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頚部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。皮疹は3日程度で消退する。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し3~6週間で消退する。発熱は風しん患者の約半数にみられる程度である。カタル症状、眼球結膜の充血を伴うことがあり、成人では関節炎を伴うこともある。風しん患者の多くは軽症であるが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病を合併し入院を要することがある。

妊婦の風しんウイルス感染<u>は</u>、先天性風しん症候群の原因となるこ

旧

(4) 届出のために必要な臨床症状 (ア及びイを満たすもの)

ア 2週間以上持続する咳嗽

<u>イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの</u>

(ア) スタッカート及びウープを伴う咳嗽発作

(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又

は無呼吸発作

<u>20</u> 風しん

(1) (略)

(2) 臨床的特徵

飛沫感染<u>により感染し、</u>潜伏期は通常 2~3週間である。 <u>冬から春に流行する。症状は、</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頚部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し、3~6週間で消退する。発熱は<u>38~39</u>℃で、3日程度続き、皮疹も3日程度で消退する。脳炎、血小板減少性紫斑病を合併することがある。

妊婦の風しんウイルス感染<u>が</u>、先天性風しん症候群の原因となることがある。

とがある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4) の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7 日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

新		旧		
届出に必要な臨床症状		届出に必要な臨床症状		
ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹		ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹		
イ 発熱		イ 発熱		
ウ リンパ節腫脹		ウ リンパ節腫脹		
届出に必要な病原体診断		届出に必要な病原体診断		
検査方法	検査材料	検査方法	検査材料	
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の	血液、髄液、	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の	血液、髄液、	
検出	尿	検出		
抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体	血清	抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体	血清	
陽転又は抗体価の有意の上昇)		陽転又は抗体価の有意の上昇)		
22 麻しん (1)~(4) (略) 23 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (1)~(4) (略)		21 麻しん (1) ~ (4) (略) 22 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (1) ~ (4) (略) 23 RSウイルス感染症 (1) ~ (4) (略)		

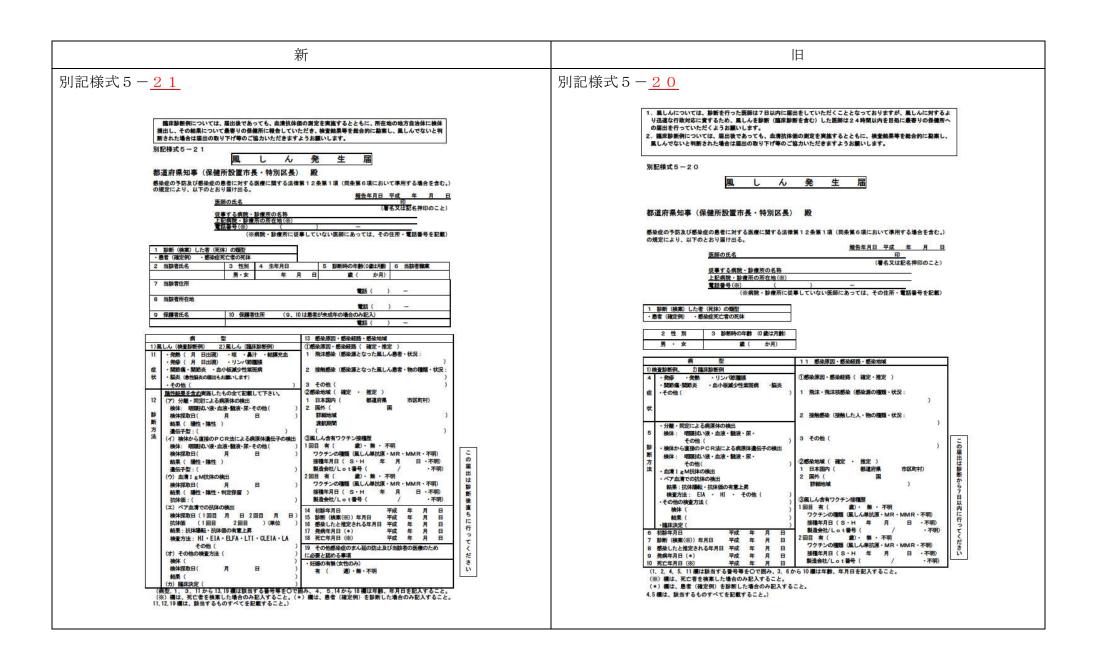
新	旧
25 咽頭結膜熱	<u>24</u> 咽頭結膜熱
(1) ~ (4) (略)	(1)~(4) (略)
<u>26</u> A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	<u>25</u> A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
$(1) \sim (5)$ (略)	(1)~(5) (略)
27 感染性胃腸炎	26 感染性胃腸炎
$(1) \sim (4)$ (略)	(1)~(4) (略)
2.8 水痘	27 水痘
$(1) \sim (4) \qquad (B)$	$(1) \sim (4)$ (略)
29 手足口病	28 手足口病
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
30 伝染性紅斑	29 伝染性紅斑
(1)~(4) (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
3 1 突発性発しん	<u>30</u> 突発性発しん
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$\frac{30}{(1)} \sim (4) \qquad (\text{B})$
(1) (1)	(±) (±) (PH)

新	IΒ	
(削除)	31 百日咳	
	(1)定義	
	Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。	
	(2)臨床的特徴	
	潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で	
	始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型	
	的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み(スタッカ	
	ート)、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作(ウープ)	
	となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることが	
	ある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、	
	診断が難しいことも少なくない。	
	乳児では重症になり、特に新生児がかかると無呼吸となり、致死的	
	となることがある。肺炎、脳症を合併することがある。	
	(3)届出基準	
	ア 患者(確定例)	
	指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨	
	床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑わ	
	れ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第14	
	条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なけれ	
	ばならない。	
	イの感染症死亡者の死体	

新	Iβ	
	指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨	
	床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑	
	われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合に	
	は、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に	
	届け出なければならない。	
	(4) 届出のために必要な臨床症状 (ア及びイを満たすもの)	
	ア 2週間以上持続する咳嗽	
	イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの	
	(ア) スタッカート及びウープを伴う咳嗽発作	
	(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又	
	は無呼吸発作	
3 2 ~ 4 8 (略)	3 2 ~ 4 8 (略)	
第7 (略)	第7 (略)	

新	旧
別記様式1~4 (略)	別記様式1~4 (略)
別記様式5-1~5-19 (略)	別記様式 $5-1\sim 5-19$ (略)

別記様式 5 - 2 0	新	旧
■ 日 東 美 田	別記様式5-20	(新規)
福力 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	語画	



新				
別記様式5-22 麻しん (略)		別記様式5-21	麻しん (略)	
別記様式5-23 薬剤耐性アシネトバクター感染症	(略)	別記様式 5 - <u>2 2</u>	薬剤耐性アシネトバクター感染症	(略)

旧 別記様式6-1 感染症発生動向調査(小児科定点) 別記様式6-1 感染症発生動向調査(小児科定点) 別記様式6-1 週報 別記様式6-1 週報 感染症発生動向調査 (小児科定点) 感染症発生動向調査 (小児科定点) 調査期間 平成 年 医療機関名: 医療機関名: 咽頭結膜熱 男 咽頭結膜熱 男 咽頭結膜熱 咽頭結膜熱 男 A 群溶血性レン サ球菌咽頭炎 女 A群溶血性レン サ球菌咽頭炎 男 手足口病 手足口病 男 手足口病 手足口病 伝染性紅斑 男 突発性発しん 突発性発しん 男 突発性発しん 突発性発しん 男 百日咳 男 百日咳 男 ヘルパンギーナ 女 男 流行性耳下腺炎 女 流行性耳下腺炎 男 男 流行性耳下腺炎 * 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。 * 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。 別記様式6-2~6-7 (略) 別記様式6-2~6-7 (略)